資料№１

２０２４年7月１８日

岐阜地方最低賃金審議会御中

岐阜労働局
令和 -6.7.18 日
労働基準0718第3号

令和６年度最低賃金額改正に係わる意見書

岐阜県労働[redacted]
議長

1.　意見・趣旨

岐阜県最低賃金額を、今すぐ、時間額1500円にすること。

2.　理由

令和元年（2019 年）の岐阜県人口動態統計調査による総人口は１，９８８，９３１人となり、岐阜県の人口は２００万人を割り込んだ。「少子化に関する県民意識調査」においても、少子化が与える影響で特に課題とされることとして、「年金や医療費の負担など、社会保障に与える影響」が 83.2%と最も多く、次いで「労働力人口の減少など、経済活力に与える影響」が 65.0%、「過疎化の一層の進行など、社会活力に与える影響」が 41.3%となっている。（安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり基本計画（第４次 岐阜県少子化対策基本計画）より）

岐阜県の社会動態の主な移動理由で、職業上を理由とする転出超過は 20 代の女性で-1905 人、20 代男性で-1643 人となっている。（平成 30 年岐阜県人口動態統計調査結果より）

人口減少・少子化が進んでいる。20代の若者は毎年、3000人程度が転出超過となり、その主な転出先は愛知県と東京都となっている。統計では詳しい転出超過理由はわからないが、賃金や労働条件が大きく影響することは想像できる。岐阜県の最低賃金は現在 950 円、愛知県の最低賃金は 1027 円、東京都の最低賃金は 1113 円となっている。岐阜県と愛知県で 77 円、岐阜県と東京都で 163 円もの差がある。この差は毎年広がっている。10 年前岐阜県の最低賃金は 724 円であった、愛知県は 780 円、東京都は 869 円であった。岐阜県と愛知県の差は 56 円、岐阜県と東京都との差は 145 円であり、それぞれの最低賃金差は１０年で大きく開いた。最低賃金法では最低賃金額の決定において、①生計費②賃金相場③経営者の支払い能力を基に議論するが、実際には中央最低賃金審議会から出される目安に大きく影響を受けている。Ａ～Ｃランクの目安に沿った+１、2 円の攻防というのが現在の最低賃金審議会における全国的な状況であろう。しかし、昨年より、大きな変化があった。各地で県知事が最低賃金審議会に意見書を提出しているのである。佐賀県が最低賃金審議会に対して「最低賃金改定に関する要請」を提出。福井県も最低賃金審議会に対して要請。茨城県は経済 4 団体に要請をおこなった。今年は岩手県知事が最低賃金審議会に対して要請をおこなった。佐賀県の要請書では「優秀な人材が県内企業で活躍し、輝くことのできるよう、本県の人材確保が深刻化し、最低賃金が全国最下位であるという現状をご勘案いただき、地域別最低賃金の改正に向けて、十分なご議論を賜りますようお願い申し上げます」と締めくくっている。ここで重要なのは、若者が都市へ就業を理由に離れ、地元では深刻な人材難となっているところである。「最低賃金が高いからと言って、若者が移り住むわけではない。その地域での賃金が高いから移り住むのだ」という意見もあるかもしれないのでそのことについて話をしておきたい。先ほども述べたように最低賃金は３つの要素、①生計費②賃金相場③経営者の支払い能力を考慮して決定される。賃金相場を下に決定されるとなれば、都市部は高くなるし、地方は低い引き上げ額となる。それが、毎年改定となれば、格差は毎年が開いていく。さらに、最低賃金が引き上げられることで都市部

の賃金相場は引きあがるのである。岐阜県労連の加盟労働組合がある職場でも、団体交渉において、使用者が最低賃金を意識している発言がしばしば見られる。全国に介護施設を持つある企業との団体交渉において、神奈川県にある同施設の職員にのみ地域手当月額16,000 円が支給されていることを指摘すると、使用者から、「神奈川県は最低賃金が高く、地域手当を出している」との回答であった。また、ある、運輸会社との団体交渉では本社である大阪と岐阜支店では同じ仕事をしていても賃金に差があることを指摘すると、使用者は「大阪は最低賃金が高く、岐阜と同じ給与では人が来ない。そのため、最低賃金の高い大阪は、賃金を高くしている」との回答であった。この 2 つの事例からもわかるように使用者の一部には最低賃金は都道府県の賃金相場として捉えて、地域によって賃金格差をあえて設けている使用者もいる。最低賃金審議会へ要請をおこなった自治体にはそうした、地域格差の象徴として最低賃金が位置づけられる危機感があったのではないかと推測する。今回の最低賃金改定にあたっては最低賃金決定において基準である 3 要素のみならず、持続可能な地域経済という視点から考えることも重要だと考える。

つづいて、時間額 1500 円以上を求める根拠についてお話したい。私たち岐阜県労連が2022 年に行った、最低生計費調査では、アンケートに協力してくれた人たちの持ち物調査、生活実態調査、市場価格調査などを通じて算出した結果、岐阜で若者が普通に一人暮らしをするためには、女性＝月額 248,778 円、男性＝月額 247,759 円（ともに税・社会保険料込み）が必要であるとの試算を得た。これは年額に換算すると約 300 万円となる。ちなみに、これまでに実施されている他の都道府県の調査結果と大きな差はみられなかった。つまり、全国どこでも最低限の生活費はそれほど変わらないのである。岐阜県の場合は試算の月額を、賃金収入で得ようとすると、時給換算で女性＝1,431 円、男性＝1,426 円（中央最低賃金審議会で用いる労働時間＝月 173.8 時間で除した場合）になるが、これはお盆もお正月も GW もない、非現実的な働き方である。ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間で換算（月 150 労働時間）すれば、女性で 1,659 円、男性で 1,652 円となる。私たちが岐阜県最低賃金 1500 円以上を求める根拠である。

労働者が安心して生活できる最低賃金となるよう、最低賃金改定に当たっては、上記のことも踏まえて、議論を行っていただきたい。

以上

資料№２

岐阜県最低賃金の時間額 1500 円以上を求める請願書

署名数

総合計　~~2563~~ 筆

3360

提出日　2024 年 7 月 18 日

提出場所　岐阜労働局　賃金室

岐阜県労働組合総連合

〒500-8879　岐阜市徹明通７－１３　岐阜県教育会館　402 号

電話：058-252-3013　ＦＡＸ：058-253-4996

岐阜労働局
令和 -6. 7. 18 日
岐労基 0718第 2 号

岐阜県最低賃金の時間額1500円以上を求める請願書⑦

署名枚数　92筆

提出日　2024年7月19日
提出場所　岐阜労働局　賃金室

岐阜県労働組合総連合

〒500-8879　岐阜市徹明通７－１３　岐阜県教育会館　402号
電話：058-252-3013　ＦＡＸ：058-253-4996

岐阜労働局
令和 -6.7.19 日
岐労基07/9第3号

【〆終集約　2024年6月末日】

岐阜県最低賃金の時間額1,500円以上を求める請願署名

岐阜地方最低賃金審議会　会長　殿

岐阜労働局長　殿

【請願趣旨】

物価の高騰や税負担で私たちのくらしは苦しい生活から脱していません。2023年10月から岐阜県の最低賃金は950円になり昨年より40円上がりましたが、隣県の愛知との差は77円三重との差は17円とその差は縮まっていません。愛知県との差は、1か月で（所定労働時間173.8時間）13,383円（小数点四捨五入）1年で160,591円となっています。現在の岐阜県最低賃金時間額950円では生活はぎりぎりで、貯蓄に回すことはできません。さらに、毎年約1万人の人口減少の中には就業上を理由とした転出超過が続いており、人手不足にも拍車がかかっています。2023年に岐阜県労連で行った「岐阜県で25才単身者が普通に生活するのに最低限度必要な額の調査（最低生計費調査）」の結果は時間給換算すると約1650円以上が必要です。岐阜県の労働者が普通に暮らす・安定して働き続けられるには時間額1500円以上の賃金が求められます。2024年の岐阜県最低賃金の改定にあたり、以下について求めます。

【請願事項】

- **岐阜県の最低賃金を1500円以上に引き上げること。**
- **全国一律最低賃金制度の実現するよう、岐阜労働局・最低賃金審議会としても意見を国に挙げること**

氏　名	住　所

わたしの一言

※この署名は岐阜労働局に提出いたします。記入された個人情報は岐阜労働局への請願以外の目的に使用しません。

[取扱団体]　岐阜県労働組合総連合

〒500-8879 岐阜市徹明通7-13　岐阜県教育会館402号室

岐阜県労連気付 TEL058-252-3013

今すぐ 最低賃金 1,500円に！ 時間給

普通に暮らすには1,650円以上必要です！ 時間給

2023年に岐阜県労連が実施した「最低生計費調査」によると、25歳単身者が岐阜県で普通に暮らすには月額24万8千円が必要です。時給に換算すると約1650円になります。

ちなみに各県の最賃額は…

岐阜県	950円	
愛知県	1,027円	(77円差)
三重県	973円	(23円差)
滋賀県	967円	(17円差)

この金額を下回ると違法！

大丈夫！ 中小企業支援で実現できます

「全国最低賃金」制度の中小企業における円滑な実施を図るため、中小企業に関する取引の適正化、財政上・税制上及び金融上の支援措置、その他必要な措置を講じることを合わせて求めます。

最賃一律1500円で

労働者の約50％が賃上げに

時給1500円以下の雇用者は2823万人

賃上げで雇用創出106.6万人！ 経済好循環！ 景気回復！

一人あたりの賃上げ 2万3632円！

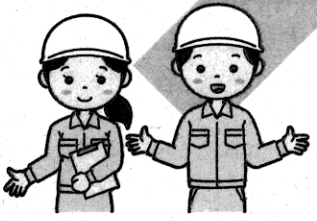

GDP1.9％UP 10.5兆円！

税収 2兆円UP！

■お問い合わせ
岐阜県労連　〒500-8879
岐阜県岐阜市徹明通 7-13
岐阜県教育会館 402 号室
☎058-252-3013

資料№３

2024年7月17日

岐阜地方最低賃金審議会御中

岐阜労働局 令和 -6.7.18 日 労働基準部 0718第4号

令和６年度最低賃金額改正に係わる意見書

生協労連　コープぎふ労働組合
中央執行委員長　森 [redacted]

１．　意見・趣旨

岐阜県最低賃金額を、いますぐ時間額１，５００円以上にすること。

２．　理由

最低賃金法の目的である第一条には「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と謳われています。

物価の上昇が止まりません。23年平均の消費者物価指数（総合）は前年比3.2%増加。「鶏卵」の28.7%をはじめ、「穀類」7.5%、「生鮮魚介」9.6%、「洗濯用洗剤」が 13.1%上昇するなど、生活必需品の高騰が多くの人たちの暮らしを圧迫しています。さらに6月の実質賃金は前年同月から1.4%減り、マイナスは26カ月連続で過去最長となりました。インフレ率に賃金の伸びが届かぬ状況が続いているのは明らかです。憲法25条の『すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する』は寝て食べて働くだけではありません。経済的な余裕を有し、交流、趣味、社会的活動などのささやかな楽しみが必要であると考えます。今の賃金ではそれさえもできない水準となっています。もっともっと引き上げなくてはなりません。働いてる人の生活水準がギリギリということは貧困の問題がすぐそこに迫っているということです。

つづいて、現在の地域別最低賃金は実際の生計費を反映しているものではありません。2022年、岐阜県労連が取り組んだ最低生計費調査では、20代の若者が岐阜県内で一人暮らしをしていくためには月150時間の労働時間で時給1659円が必要という結果が出ました。この数字は現在の岐阜県の最低賃金 950 円を 700 円以上上回っています。現在の最低賃金では生活はしていけないとはっきりと数字に出ています。企業の支払い能力を重視すれば、そこで働く人は暮らしていけまけん。働く人がいなくなれば、企業も存続していくことが出来ません。岐阜県内で普通に働いて、普通に暮らしていくためには時給 1,500 円以上は絶対に必要です。

上記の観点で岐阜県で働く労働者が普通に生活できる賃金にしていただくよう議論され、積極的に岐阜県最低賃金を１，５００円以上に引き上げるよう強く求めます。

以上

資料No.4

2024年7月17日

岐阜地方最低賃金審議会
会長　高橋　勉　様

コープぎふ労働組合
伊藤明美

意見陳述書

私は、2024年度の岐阜地方最低賃金改定の審議に当たりまして、コープぎふ労働組合より提出いたしました「2024年度の岐阜地方最低賃金改定審議に向けた意見書」を補足する立場で意見陳述を行います。

1．時給950円で働く[redacted]の状況

私には25才と29才の[redacted]がおり、25才の[redacted]は昨秋から950円の時給で一日8時間のフルタイムパートで働いています。6960円の定期代を含めたひと月の平均手取りは14万7千円ほどです。一年満たない契約のため、健康保険は父親の扶養に入っていますが、国民年金と住民税は自分で払っています。現在の年収は176万円程ですがもし、パート先で社会保障に入り、住民税も引き落としだったら、[redacted]の手取りは12万弱、年収は144万円ほどになります。

29才の[redacted]は大垣市で一人暮らしをしております。家賃が約5万5千円。水道2500円・ガス3000円・電気4000円・Wi-Fi4000円・携帯電話4000円ほどかかり、食費約2万円・日用約7000円。最低限の衣食住の暮らしでもひと月最低10万円はかかります。時給950円で働く[redacted]が手元に残った2万円では、ささやかな楽しみであるデザートを食べることはもとより生命保険に入ったり、消耗していく服を買ったり、美容院で髪を切ることも難しい切り詰めた生活を強いられることになります。病気なんて絶対にひけませんし、ましてや将来への貯蓄なんて全く考えられません。実際に私たち岐阜県労連が2022年に行った、最低生計費調査では、アンケートに協力してくれた人たちの持ち物調査、生活実態調査、市場価格調査などを通じて算出した結果、岐阜で若者が普通に一人暮らしをするためには、男女ともに約300万円が必要となりました。また、労働総研が2018～19年に実施した「若者の仕事と暮らしに関するアンケート」では年収300万円が親と同居するか、一人暮らしをするかというボーダーラインになっていて、私達の最低生計費調査の結果とも一致します。

2.最低賃金を全国一律に

世の中には正社員になれなかった、時間に融通が利かないと困るなどの理由からパートで働くしかない人もいます。正社員になれても、愛知県の給与に比

べて岐阜県の給与は低い傾向です。ここにも現在の地域別最低賃金の差が出ています。

最低賃金を決める際に岐阜県内の中小企業の支払い能力を理由に、労働者がこの時給で生活できるかの視点は重要視されてなかったと感じています。岐阜県の時給が低くて生活できない人は、さらに切り詰めて生活するか、愛知県に働きに行きます。岐阜県の人手不足は加速するばかりです。人手不足が理由で閉店した店舗が多くなってきました。中央最低賃金審査会の出す目安のとおりでは、時給の差は開いていくばかりです。都道府県での最低賃金の差額をなくし、全国どこで働いても一人で暮らせる最低賃金を早急に実現していただくことを切に願います。

また、働いている時の収入は将来の年金にも影響します。岐阜県で働いた人は愛知県で働いた人より年金も少ない傾向になります。岐阜県で働く魅力は減る一方に感じます。

最後に、本審議会に置かれましては、各団体から出された意見書の意見を含め、述べた意見が少しでも最低賃金引き上げのきっかけとなり、岐阜県で働くことを選択する方が多くなることを願い、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことを改めて強く求め、コープぎふ労働組合の意見陳述とさせていただきます。

以上

資料№５

令和６年７月 25 日

厚生労働大臣　武見　敬三　殿

中央最低賃金審議会
会長　藤村　博之

令和６年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和６年６月 25 日に諮問のあった令和６年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

１　令和６年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

２　地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙１）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙２）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

３　地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙１の２に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

４　中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

５　生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

６　中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、

創業・事業承継やM＆Ａの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、ＤＸ・ＧＸの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

7　価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Ｇメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、ＢtoＣ事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

8　いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

別紙1

令和６年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和６年７月 24 日

１　令和６年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和６年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	50 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	50 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	50 円

２（１）目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和５年全員協議会報告の１（２）で「最低賃金法第９条第２項の３要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意し、最低賃金法第９条第２項の３要素を考慮した審議を行ってきた。

ア　労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、令和５年 10 月から令和６年６月までの期間で見た場合は平均 3.2%で、前年同期の令和４年 10 月から令和５年６月までの平均 4.3%から引き続き高い水準となっている。なお、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事

業」の影響で一定程度押し下げられている（「総合」では、６月は 0.25 ポイント押し下げられていると試算されている）。

加えて、年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和５年 10 月から令和６年６月までの期間で見た場合は平均 5.4%で、前年同期の令和４年 10 月から令和５年６月までの平均 4.8%から引き続き高い水準となっている。

消費者物価指数については、基本的には「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ　賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第７回（最終）集計結果で、全体で 5.10%、中小でも 4.45%となっており、昨年を上回る 33 年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算も昨年を上回る 5.74%となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第１回集計）では、大手企業で 5.58%、中小企業では 3.92%となり、いずれも昨年を上回る水準である。また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 3.62%、20 人以下の企業で 3.34%、パート・アルバイトの結果では全体で 3.43%、20 人以下で 3.88%となっている。

賃金改定状況調査結果については、第４表①②における賃金上昇率（ランク計）は 2.3%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大値であった昨年の結果（2.1%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第４表③における賃金上昇率（ランク計）は 2.8%となっており、これも昨年の結果（2.5%）を上回った。この第４表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果をみると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られる。

ウ　通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和４年度は資本金 1,000 万円以上で 11.8%、1,000 万円未満で 70.7%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金 1,000 万円以上では、四半期ごとで令和５年は６～９％程度で推移、令和６年の第１四半期は 7.1%となっており、安定して改善の傾向にある。また、労働分配率について、令和４年度は資本金 1,000 万円以上で 65.0%、資本金 1,000 万円未満で 84.6%となっており、企業の規模が小さいほど労働分配率は高くなっているものの、資本金 1,000 万円未満において、足下では令和３年度から 6.4 ポイント低下している。加えて、従業員一人当たり付加価値額について、令和３年度は、資本金 1,000 万円未満規模の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和４年度は、資本金 1,000 万円未満の製造業で 4.5%、非製造業で 5.7%と改善している。

一方で日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和４年度では製造業で 6.28 ポイントの差、非製造業で 3.82 ポイントの差だったのに対し、令和５年度では製造業で 6.79 ポイントの差、非製造業で 4.61 ポイントの差となっており、二極化の傾向にある。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和６年３月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和５年９月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、受注企業のうちコスト増加分を全額価格転嫁できた割合は約３ポイント増加（16.9%→19.6%）、一部でも価格転嫁できた割合は約４ポイント増加（63.0%→67.2%）し、転嫁状況は一部では好転する一方、１～３割しか価格転嫁できなかった割合は約４ポイント増加（19.6%→23.4%）し、また、全く転嫁できず又は減額された企業も約２割となっており、二極化の兆しがある。労務費について見ると、価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、その約７割において労務費の価格交渉が実施されている一方で、約１割（8.8%）の企業が「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたができなかった」と回答している。

さらに、倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和２

年から令和４年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、直近の令和５年においては感染拡大前の水準まで増加し8,690 件となっており、また、令和６年１～６月の物価高（インフレ）倒産については、484 件（前年同期 375 件、29.1%増）発生しており、年半期で初めて 450 件を超え、過去最多を大幅に更新している。

なお、賃金改定状況調査の第４表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことからも、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ　各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」等において、「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の３要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会でしっかりと議論いただく」こと、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030 年代半ばまでに 1,500 円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模事業者の自動化・省力化投資や、事業承継、Ｍ＆Ａの環境整備等について、官民連携して努力する」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することも十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年 10 月から今年６月までで平均 3.2%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も昨年 10 月から今年６月までで平均 5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適当と考えられる。

また、②賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で５％台と昨年を上回る 33 年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については３％後半から４％台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については５％台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていることに加

え、賃金改定状況調査結果第４表①②における今年の賃金上昇率が 2.3%で昨年を上回り平成 14 年以降最大のものとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第４表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第１条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては 5.0%（50 円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」等において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第４表①②③における賃金上昇率はＣランク、Ｂランク、Ａランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Ｃランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、Ｂ・Ｃランクで相対的に良い状況である。各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Ａランク 50 円（4.6%）、Ｂランク 50 円（5.2%）、Ｃランク 50 円（5.6%）とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は 80.2%から 81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある。

オ　政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第９条第２項の３要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に消費者物価の上昇が続いていることを重視するとともに、春季労使交渉を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていること、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にあることや、倒産件数、特に物価高倒産が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やＭ＆Ａの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、ＤＸ・ＧＸの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執

行強化、下請Ｇメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、ＢtoＣ事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

カ　地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

（２）生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第９条第３項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

（３）最低賃金引上げの影響については、令和５年全員協議会報告の３（１）に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要

である。

別添

参考資料

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

○　2024年6月の消費者物価指数の「総合」は＋2.8%、「生鮮食品を除く総合」は＋2.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は＋2.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は＋3.3%となっている（いずれも対前年同月比）。
○　物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。

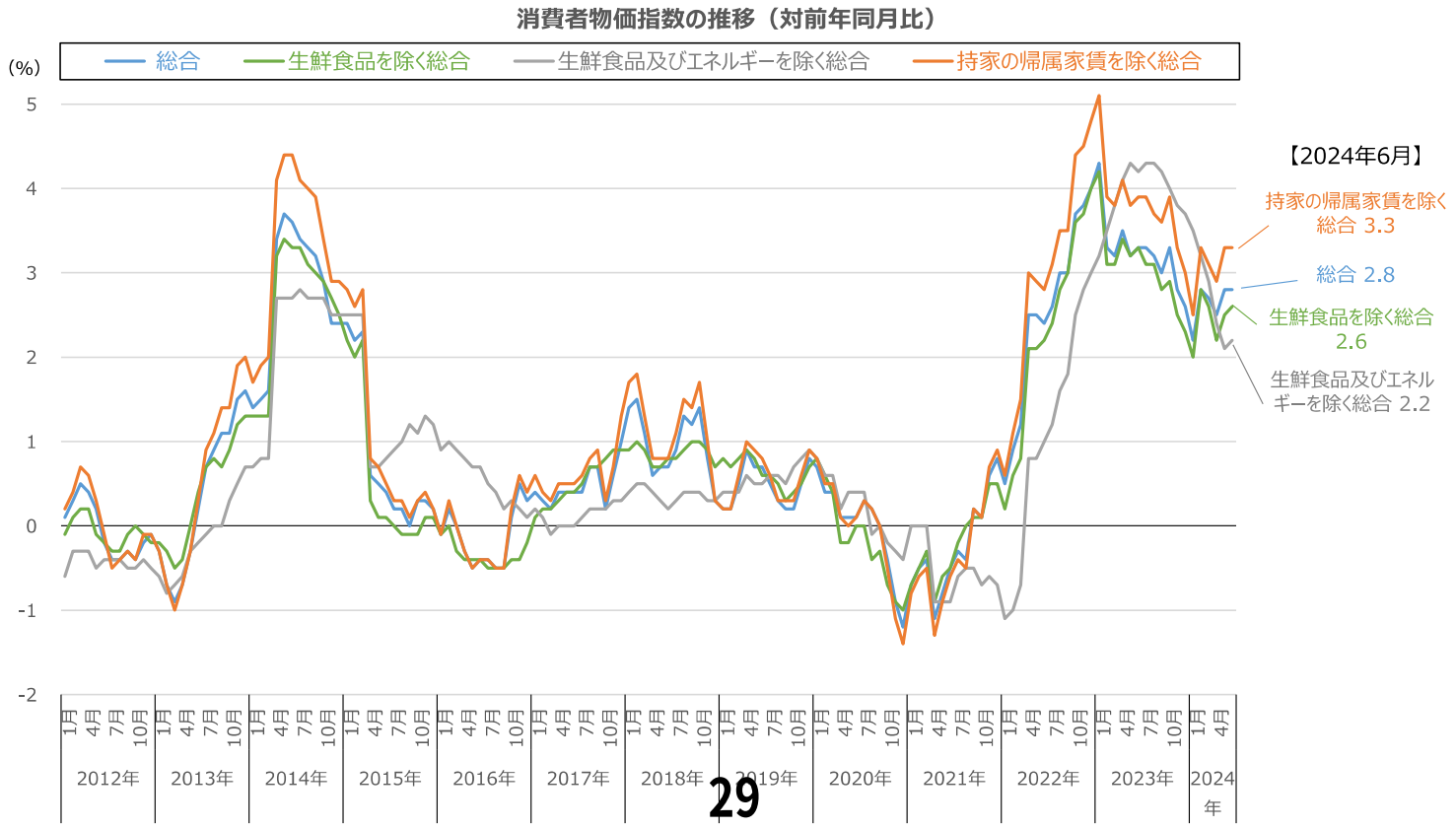

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

2023（R5）年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○　消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年6月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

（単位：%）

		2023年			2024年						2023年10月～2024年6月平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全　国		3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.3	3.2
	Aランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2	3.0
	Bランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4	3.2
	Cランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4	3.5

資料出所　総務省「消費者物価指数」

（注）1　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2　各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3　各ランクは、2023年度からの適用区分である。

4　「2023年10月～2024年６月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○　消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2024年6月に＋3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料やエネルギーの寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月以降はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移

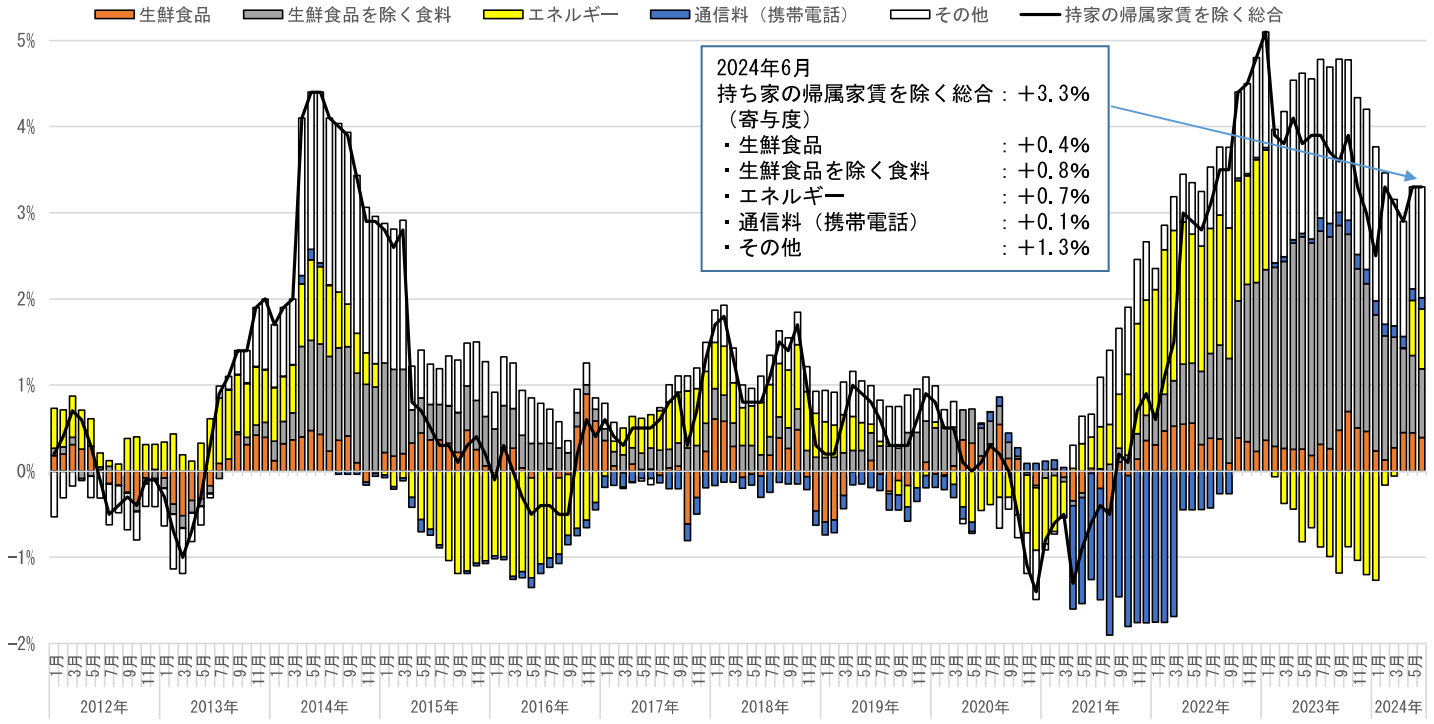

（資料出所）総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。
（注）１．各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト／持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×（当該項目の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。
２．「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
３．「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。

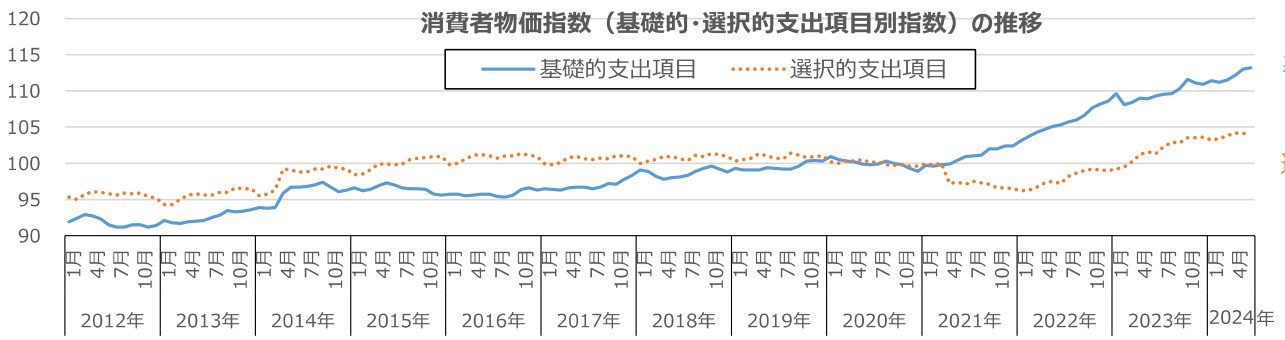

【2024年6月】
基礎的支出項目
113.2
選択的支出項目
104.1

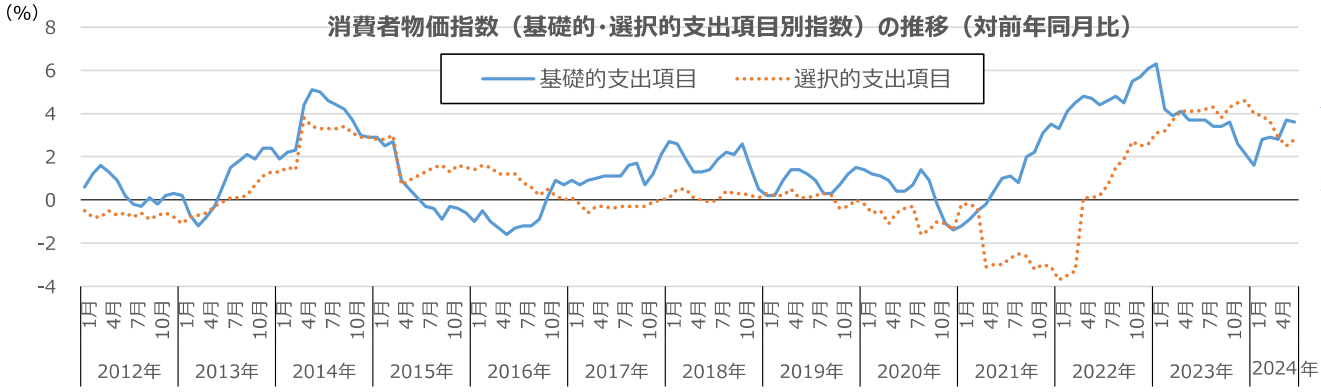

【2024年6月】
基礎的支出項目
3.6
選択的支出項目
2.8

（資料出所）総務省「消費者物価指数」
（注）１．基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
２．支出弾力性とは、消費支出総額が１％変化する時に各財・サービス（支出項目）が何％変化するかを示した指標。
３．基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

4

電気・ガス価格激変緩和対策事業

（総予算額：3兆7,490億円　うち2022年度第2次補正：3兆1,074億円、2023年度補正：6,416億円）

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、**需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施**。
- **当該措置は2024年５月使用分まで講じ、同5月使用分については激変緩和の幅を縮小**する。

値引き単価

2024年4月使用分まで

＜電気＞
低圧：3.5円/kWh
高圧：1.8円/kWh

＜都市ガス＞
15円/㎥
※家庭及び年間契約量1,000万㎥未満の企業等が対象

2024年5月使用分

＜電気＞
低圧：1.8円/kWh
高圧：0.9円/kWh

＜都市ガス＞
7.5円/㎥
※家庭及び年間契約量1,000万㎥未満の企業等が対象

5

消費者物価指数に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果の推移

○ 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果は、2024年６月では、－0.25となっている。2023年２月～９月は－1.01 ～－0.98 、2023年10月～2024年５月は－0.49 ～－0.48で推移していた。

消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果（寄与度）試算値

2023年											2024年					
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
−1.01	−1.00	−1.00	−1.00	−1.00	−0.99	−0.99	−0.98	−0.49	−0.49	−0.49	−0.48	−0.49	−0.49	−0.48	−0.48	−0.25

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

＜電気・ガス価格激変緩和対策事業　値引き単価＞

2023年１～８月使用分　低圧契約は1kWh当たり7円、高圧契約は1kWh当たり3.5円、都市ガス料金は1㎥当たり30円

2023年９月～2024年４月使用分　低圧契約は1kWh当たり3.5円、高圧契約は1kWh当たり1.8円、都市ガスは1㎥当たり15円

2024年５月使用分　電気の低圧契約は1kWh当たり1.8円、高圧契約は1kWh当たり0.9円、都市ガスは1㎥当たり7.5円

※都市ガスは年間契約量が1,000万㎥未満の家庭や企業等が対象

6

消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」）の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる１世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。

○ 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

（単位：％）

	2023年			2024年						2023年10月～2024年6月平均	2022年10月～2023年6月平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	４月	５月	６月		
頻繁に購入	8.3	6.4	6.6	5.6	4.8	4.8	4.5	4.0	3.5	5.4	4.8

【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料Ａ
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

7

連合　春季賃上げ妥結状況

○　連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.10%（中小賃上げ率は4.45%）となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

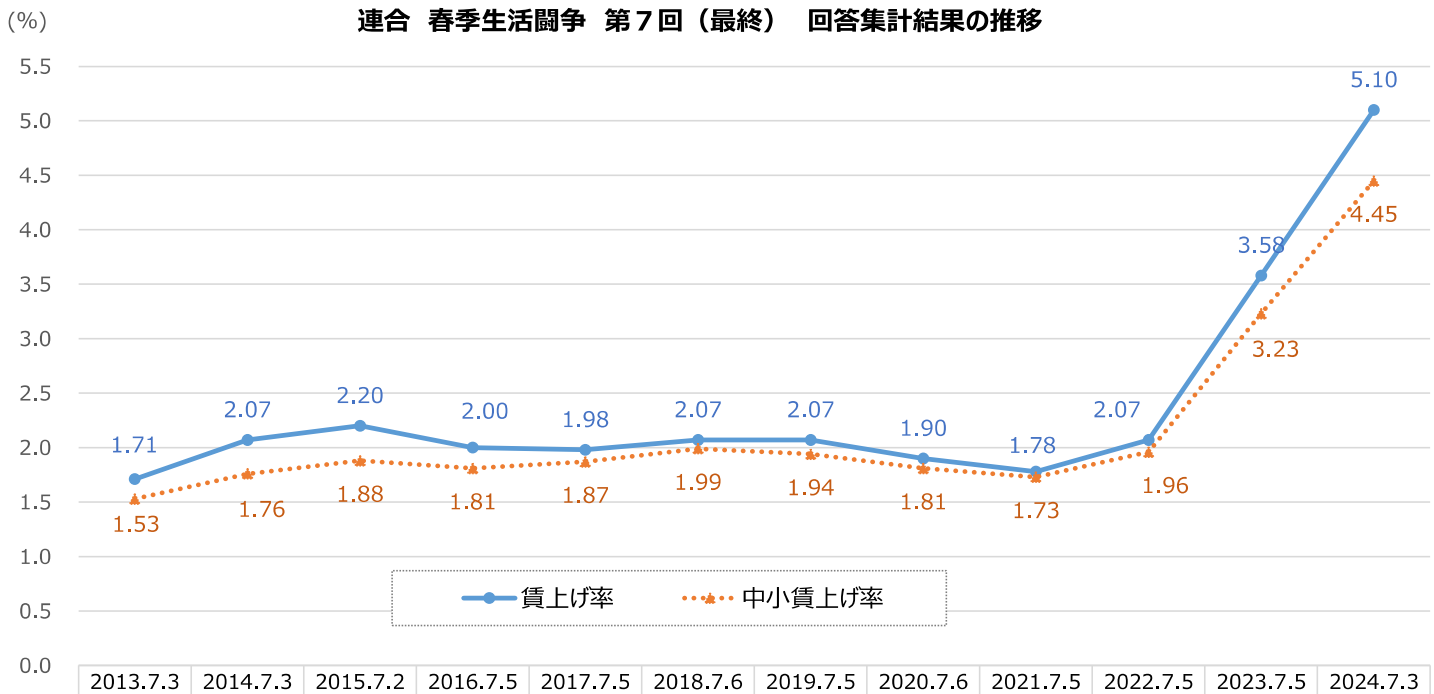

	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45

（資料出所）連合「2024春季生活闘争第７回（最終）回答集計結果」（2024年７月３日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

8

連合　春季賃上げ妥結状況（有期・短時間・契約等労働者）

連合（有期・短時間・契約等労働者）　　第７回（最終）回答集計結果（令和６年７月３日）

			単純平均	加重平均
時給	386組合 885,369人	賃上げ額	53.78円（39.74円）	62.70円（52.78円）
		引上げ率	―	5.74%（5.01%）
		平均時給	1,148.92円（1,091.78円）	1,155.02円（1,095.67円）
月給	146組合 27,845人	賃上げ額	9,137円（6,647円）	10,869円（6,828円）
		賃上げ率	4.23%（3.09%）	4.98%（3.18%）

（注）（　）内の数値は、令和５年７月５日付　第７回（最終）回答集計結果。

9

経団連　春季賃上げ妥結状況

○　2024年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.58%（第１回集計）、中小企業3.92%（第１回集計）となっている。

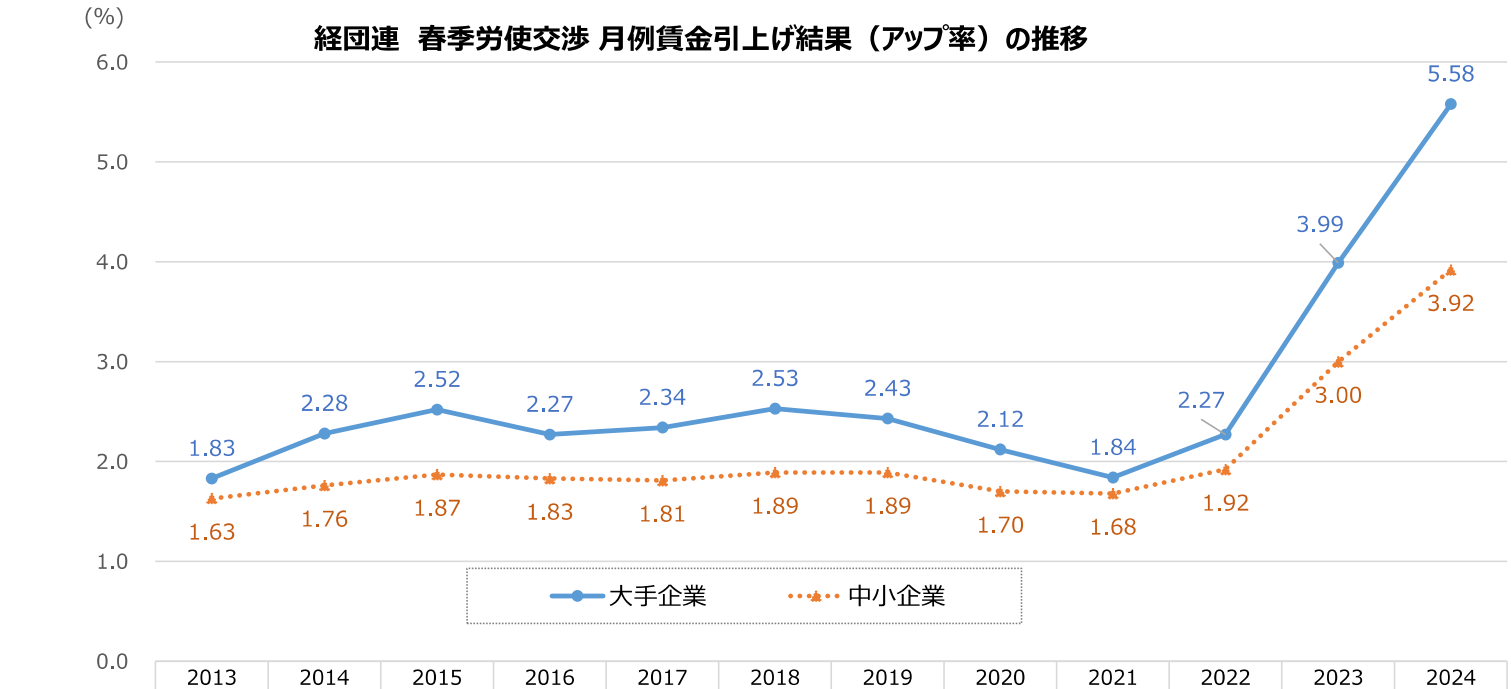

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	3.92

（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）　2023年までは最終集計結果、2024年は第１回集計結果

10

日商　中小企業の賃金改定に関する調査

日商　中小企業の賃金改定に関する調査（令和６年６月５日）

	（加重平均）	
正社員（月給）	全体 1,586社	9,662円 3.62%
	20人以下 709社	8,801円 3.34%
パート・アルバイト（時給）	全体 1,070社	37.6円 3.43%
	20人以下 450社	43.3円 3.88%

（注）１　前年４月と当年４月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
２　1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

賃金改定状況調査結果第4表①

第４表①　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

（円，%）

性	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ５年６月	Ｒ６年６月		Ｒ５年	Ｒ５年６月	Ｒ６年６月		Ｒ５年	Ｒ５年６月	Ｒ６年６月		Ｒ５年	Ｒ５年６月	Ｒ６年６月		Ｒ５年
男女計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2
男	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,844	1,870	1.4	1.6	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,587	1,624	2.3	2.3	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	1,393	1,437	3.2	1.9	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3
	計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,666	1,699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2
女	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,297	1,338	3.2	2.3	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	1,143	1,180	3.2	2.4	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	993	1,028	3.5	2.9	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8
	計	1,298	1,333	2.7	2.3	1,185	1,223	3.2	2.4	1,267	1,296	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6

性	ランク	宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ５年６月	Ｒ６年６月		Ｒ５年	Ｒ５年６月	Ｒ６年６月		Ｒ５年	Ｒ５年６月	Ｒ６年６月		Ｒ５年	Ｒ５年６月	Ｒ６年６月		Ｒ５年
男女計	A	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
男	A	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6
	B	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8
	C	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3
	計	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2
女	A	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2
	B	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4
	C	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2
	計	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8

賃金改定状況調査結果第4表②

第４表②　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

（円，%）

就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ５年６月	Ｒ６年６月		Ｒ５年	Ｒ５年６月	Ｒ６年６月		Ｒ５年	Ｒ５年６月	Ｒ６年６月		Ｒ５年	Ｒ５年６月	Ｒ６年６月		Ｒ５年
一般パート計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2
一般	A	1,827	1,867	2.2	2.2	1,828	1,856	1.5	1.5	1,886	1,919	1.7	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5
	B	1,543	1,571	1.8	2.0	1,519	1,553	2.2	2.5	1,558	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8
	C	1,366	1,407	3.0	1.9	1,321	1,366	3.4	2.1	1,383	1,423	2.9	2.0	1,621	1,668	2.9	1.2
	計	1,629	1,664	2.1	2.0	1,610	1,644	2.1	2.1	1,658	1,690	1.9	1.9	1,847	1,881	1.8	2.1
パート	A	1,281	1,309	2.2	2.6	1,178	1,223	3.8	2.7	1,245	1,269	1.9	3.2	1,437	1,440	0.2	3.2
	B	1,131	1,171	3.5	1.7	1,113	1,161	4.3	1.7	1,056	1,093	3.5	0.9	1,281	1,324	3.4	3.3
	C	1,054	1,077	2.2	2.5	940	972	3.4	2.3	1,074	1,081	0.7	2.7	1,109	1,166	5.1	-1.1
	計	1,185	1,218	2.8	2.1	1,125	1,168	3.8	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0

就業形態	ランク	宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ５年６月	Ｒ６年６月		Ｒ５年	Ｒ５年６月	Ｒ６年６月		Ｒ５年	Ｒ５年６月	Ｒ６年６月		Ｒ５年	Ｒ５年６月	Ｒ６年６月		Ｒ５年
一般パート計	A	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
一般	A	1,567	1,652	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4
	B	1,423	1,405	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2
	C	1,249	1,271	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2
	計	1,455	1,486	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	2.2	1,562	1,601	2.5	1.8	1,669	1,708	2.3	2.3
パート	A	1,137	1,167	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3
	B	1,056	1,094	3.6	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2
	C	987	1,011	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,184	-0.8	3.3
	計	1,077	1,111	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5

賃金改定状況調査結果第4表③

第４表③　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和５年６月と令和６年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

（円、%）

性	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業			
就業形態	１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
ランク	R５年6月	R６年6月		R５年	R５年6月	R６年6月		R５年	R５年6月	R６年6月		R５年	R５年6月	R６年6月		R５年
計 A	1,611	1,655	2.7	2.4	1,653	1,698	2.7	2.4	1,654	1,696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1
計 B	1,391	1,431	2.9	2.4	1,441	1,483	2.9	2.6	1,386	1,428	3.0	1.8	1,723	1,753	1.7	3.1
計 C	1,259	1,298	3.1	2.7	1,237	1,282	3.6	3.0	1,279	1,313	2.7	2.6	1,572	1,622	3.2	2.3
計 計	1,462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.5	1,475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,809	2.4	3.0
男 A	1,852	1,898	2.5	2.2	1,849	1,895	2.5	2.2	1,902	1,950	2.5	1.7	2,106	2,151	2.1	2.8
男 B	1,599	1,639	2.5	2.3	1,598	1,643	2.8	2.6	1,587	1,634	3.0	1.8	2,016	2,045	1.4	3.1
男 C	1,429	1,474	3.1	2.5	1,399	1,450	3.6	2.9	1,414	1,455	2.9	2.6	1,799	1,844	2.5	2.0
男 計	1,680	1,723	2.6	2.3	1,674	1,720	2.7	2.4	1,684	1,730	2.7	1.9	2,038	2,076	1.9	2.8
女 A	1,433	1,474	2.9	2.7	1,305	1,349	3.4	2.8	1,423	1,460	2.6	2.4	1,605	1,656	3.2	3.4
女 B	1,237	1,277	3.2	2.5	1,148	1,186	3.3	2.7	1,188	1,225	3.1	1.8	1,462	1,493	2.1	3.1
女 C	1,141	1,176	3.1	2.8	993	1,030	3.7	3.1	1,152	1,180	2.4	2.6	1,352	1,407	4.1	2.9
女 計	1,302	1,342	3.1	2.6	1,191	1,231	3.4	2.8	1,276	1,311	2.7	2.2	1,523	1,567	2.9	3.3
一般 A	1,836	1,885	2.7	2.4	1,833	1,879	2.5	2.3	1,895	1,941	2.4	1.8	1,934	1,985	2.6	3.1
一般 B	1,547	1,587	2.6	2.5	1,530	1,571	2.7	2.7	1,558	1,604	3.0	1.8	1,809	1,837	1.5	3.1
一般 C	1,371	1,418	3.4	2.7	1,326	1,375	3.7	3.0	1,389	1,434	3.2	2.6	1,636	1,687	3.1	2.6
一般 計	1,635	1,680	2.8	2.4	1,619	1,662	2.7	2.6	1,662	1,708	2.8	1.9	1,852	1,894	2.3	3.0
パート A	1,283	1,318	2.7	2.6	1,183	1,223	3.4	2.6	1,250	1,285	2.8	2.3	1,431	1,465	2.4	2.9
パート B	1,133	1,175	3.7	2.4	1,112	1,164	4.7	2.1	1,060	1,095	3.3	1.9	1,310	1,349	3.0	2.9
パート C	1,058	1,083	2.4	2.7	938	973	3.7	2.6	1,080	1,095	1.4	2.6	1,134	1,171	3.3	−0.8
パート 計	1,187	1,224	3.1	2.4	1,126	1,171	4.0	2.3	1,140	1,172	2.8	2.2	1,361	1,397	2.6	2.7

性	宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
就業形態	１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
ランク	R５年6月	R６年6月		R５年	R５年6月	R６年6月		R５年	R５年6月	R６年6月		R５年	R５年6月	R６年6月		R５年
計 A	1,274	1,317	3.4	3.8	1,451	1,490	2.7	1.6	1,620	1,667	2.9	2.3	1,744	1,784	2.3	2.2
計 B	1,142	1,176	3.0	3.0	1,252	1,295	3.4	3.3	1,446	1,487	2.8	2.3	1,444	1,484	2.8	2.6
計 C	1,080	1,101	1.9	3.1	1,108	1,158	4.5	3.1	1,255	1,304	3.9	2.6	1,414	1,452	2.7	2.6
計 計	1,184	1,220	3.0	3.4	1,316	1,358	3.2	2.6	1,490	1,534	3.0	2.3	1,561	1,600	2.5	2.4
男 A	1,477	1,531	3.7	2.9	1,688	1,714	1.5	2.1	1,910	1,965	2.9	2.6	1,885	1,926	2.2	2.2
男 B	1,290	1,306	1.2	2.0	1,484	1,522	2.6	3.7	1,781	1,801	1.1	2.3	1,609	1,649	2.5	2.4
男 C	1,215	1,263	4.0	2.5	1,232	1,290	4.7	3.5	1,453	1,494	2.8	1.5	1,541	1,583	2.7	2.4
男 計	1,363	1,400	2.7	2.4	1,532	1,569	2.4	2.9	1,787	1,826	2.2	2.4	1,709	1,750	2.4	2.3
女 A	1,167	1,203	3.1	4.5	1,338	1,382	3.3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1,569	2.4	2.3
女 B	1,088	1,129	3.8	3.5	1,143	1,188	3.9	3.0	1,402	1,446	3.1	2.3	1,191	1,231	3.4	2.9
女 C	1,027	1,039	1.2	3.5	1,036	1,083	4.5	3.1	1,224	1,274	4.1	2.7	1,183	1,213	2.5	2.9
女 計	1,108	1,143	3.2	3.8	1,211	1,256	3.7	2.3	1,447	1,492	3.1	2.3	1,329	1,367	2.9	2.6
一般 A	1,604	1,665	3.8	2.6	1,669	1,715	2.8	2.4	1,758	1,813	3.1	2.7	1,910	1,960	2.6	2.3
一般 B	1,400	1,419	1.4	3.1	1,423	1,452	2.0	3.9	1,510	1,548	2.5	2.4	1,562	1,604	2.7	2.3
一般 C	1,250	1,282	2.6	2.1	1,225	1,269	3.6	3.0	1,311	1,366	4.2	2.8	1,468	1,512	3.0	2.2
一般 計	1,458	1,497	2.7	2.7	1,500	1,538	2.5	3.0	1,568	1,615	3.0	2.6	1,683	1,728	2.7	2.3
パート A	1,138	1,173	3.1	4.4	1,224	1,254	2.5	0.3	1,479	1,517	2.6	1.8	1,354	1,369	1.1	2.1
パート B	1,060	1,099	3.7	3.1	1,096	1,151	5.0	2.4	1,349	1,395	3.4	2.1	1,111	1,145	3.1	3.4
パート C	992	1,008	1.6	3.8	962	1,021	6.1	3.6	1,155	1,190	3.0	1.8	1,194	1,210	1.3	3.9
パート 計	1,081	1,116	3.2	3.8	1,132	1,178	4.1	1.6	1,387	1,428	3.0	1.9	1,226	1,250	2.0	2.8

（資料注）第４表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和５年６月と令和６年６月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%）。

法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、%）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
経常利益	規模計	645,861	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800
	前年度比	8.3	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5
	資本金規模1,000万円以上	620,351	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804
	前年度比	7.4	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8
	〃　10億円以上	374,204	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614
	前年度比	7.5	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8
	〃　１億円～10億円	96,020	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904
	前年度比	13.6	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6
	〃　1,000万円～１億円	150,127	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286
	前年度比	3.8	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0
	〃　1,000万円未満	25,510	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996
	前年度比	34.3	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7
売上高経常利益率	規模計	4.5	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0
	資本金規模1,000万円以上	4.7	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4
	〃　10億円以上	6.6	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6
	〃　１億円～10億円	3.8	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0
	〃　1,000万円～１億円	3.0	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5
	〃　1,000万円未満	2.1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9

資料出所　財務省「法人企業統計」

（注）１　金融業、保険業を除く全産業。

２　「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

（単位：億円、％）

		令和４年				令和５年				令和６年
		１～３月	４～６月	７～９月	10～12月	１～３月	４～６月	７～９月	10～12月	１～３月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	228,323	283,181	198,098	223,768	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279
	前年同期比	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1
	〃　10億円以上	124,141	200,931	121,094	125,200	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516
	前年同期比	18.2	23.2	27.3	6.4	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2
	〃　１億円～10億円	40,289	37,369	35,024	40,225	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086
	前年同期比	19.3	16.7	13.2	▲ 2.9	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5
	〃　1,000万円～１億円	63,893	44,881	41,981	58,343	74,621	55,442	53,231	54,112	88,677
	前年同期比	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1
	〃　10億円以上	8.3	14.0	8.1	8.1	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8
	〃　１億円～10億円	5.2	5.2	4.6	4.9	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5
	〃　1,000万円～１億円	4.8	3.7	3.4	4.3	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2

資料出所　財務省「法人企業統計」

（注）１　金融業、保険業を除く全産業。

２　四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

（単位：％）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	参考：母集団数（単位：社）
労働分配率	規模計	68.8	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	2,941,615
	資本金規模1,000万円以上	67.0	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	909,127
	〃　10億円以上	55.0	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	4,738
	〃　１億円～10億円	69.1	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	25,894
	〃　1,000万円～１億円	76.4	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	878,495
	〃　1,000万円未満	81.1	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	2,032,488

資料出所　財務省「法人企業統計」

（注）１　金融業、保険業を除く全産業。

２　「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

３　各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率＝人件費÷付加価値額。

付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産貸借料＋租税公課＋営業純益。

人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。

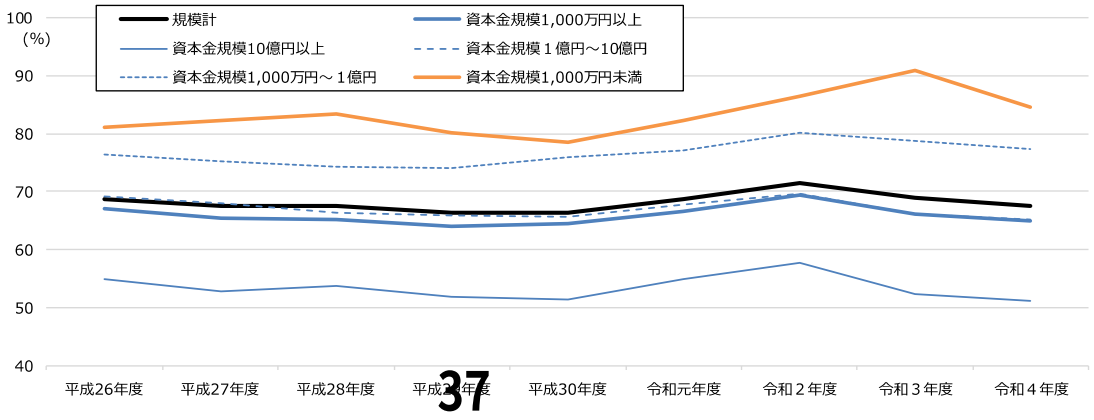

従業員一人当たり付加価値額の推移

（単位：万円、%）

	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成 25 年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
平成 26 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
平成 27 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
平成 28 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
平成 29 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
平成 30 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和 元 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
令和 2 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
令和 3 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
令和 4 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7

資料出所　財務省「法人企業統計」（年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」）

従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）　＝　付加価値額　／　従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の１か月平均労働時間数で除したもの）との合計である。

売上高経常利益率の推移（日銀短観）

▽売上高経常利益率の推移

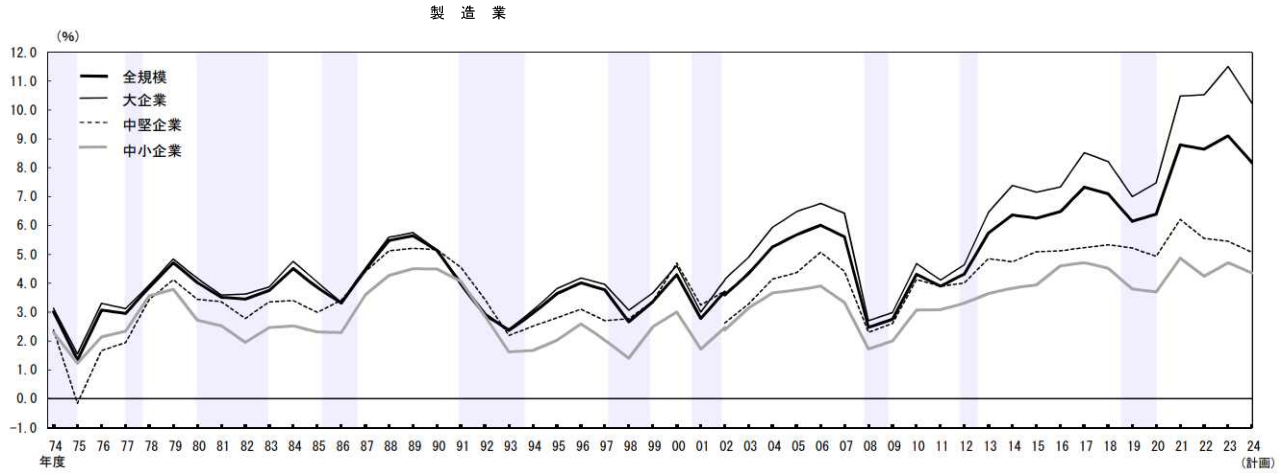

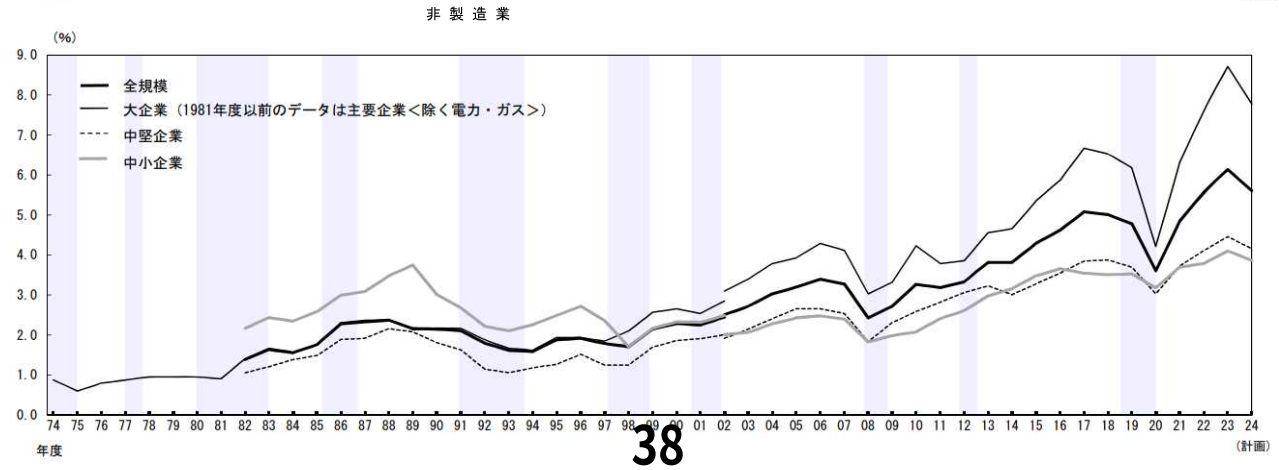

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）（2024年６月調査）

売上高経常利益率の推移（日銀短観）

（%）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（計画）
規模計	製造業	8.79	8.64	9.10	8.17
	非製造業	4.85	5.57	6.14	5.61
大企業	製造業	10.48	10.52	11.50	10.23
	非製造業	6.31	7.61	8.71	7.78
中堅企業	製造業	6.21	5.55	5.45	5.07
	非製造業	3.73	4.11	4.46	4.16
中小企業	製造業	4.87	4.24	4.71	4.35
	非製造業	3.70	3.79	4.10	3.87

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）売上高経常利益率

回答企業の総売上高（財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

価格転嫁の状況①　【コスト全般】

- **コスト全体の価格転嫁率**は**46.1%**、昨年9月より微増（45.7%→46.1%）。
- 受注企業のうち、コスト増加分を**全額（10割）価格転嫁できた割合（①）は約3ポイント増加**（16.9%→19.6%）。**一部でも**価格転嫁できた割合は、約4ポイント増加(63.0%→67.2%)。
- 一方、**1～3割しか**価格転嫁できなかった割合（④）は約4ポイント増加（19.6%→23.4%）。全く転嫁できず/減額された企業も約2割。

⇒ **価格転嫁の裾野は更に広がりつつある一方、「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で２極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要。**

直近６ヶ月間の全般的なコスト上昇分の転嫁状況

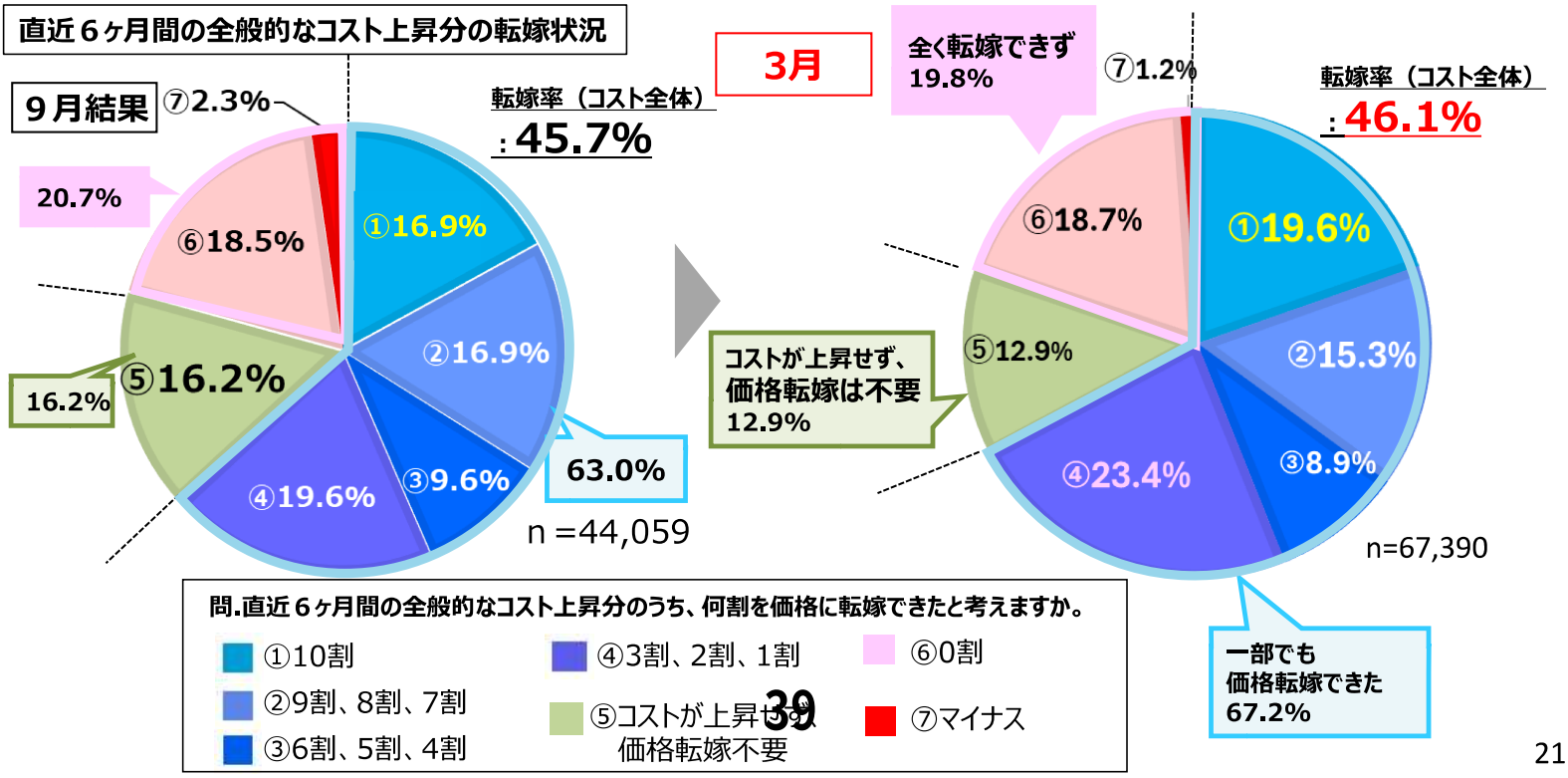

（今回初の調査①）　労務費についての価格交渉の状況

- 今回調査では、**昨年11月に「労務費の指針」が策定・公表**されたことを踏まえ、「**労務費について、価格交渉**できたか」調査。
- 価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、その**約7割において、労務費についても**価格交渉が実施された。
- 一方で、約１割（8.8%）の企業が、「労務費が上昇し、価格**交渉を必要と考えたが出来なかった**」と回答。 そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。（例：労務費アップは自助努力で対応すべき）

⇒ **引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費の指針」を周知・徹底していく。**

3月

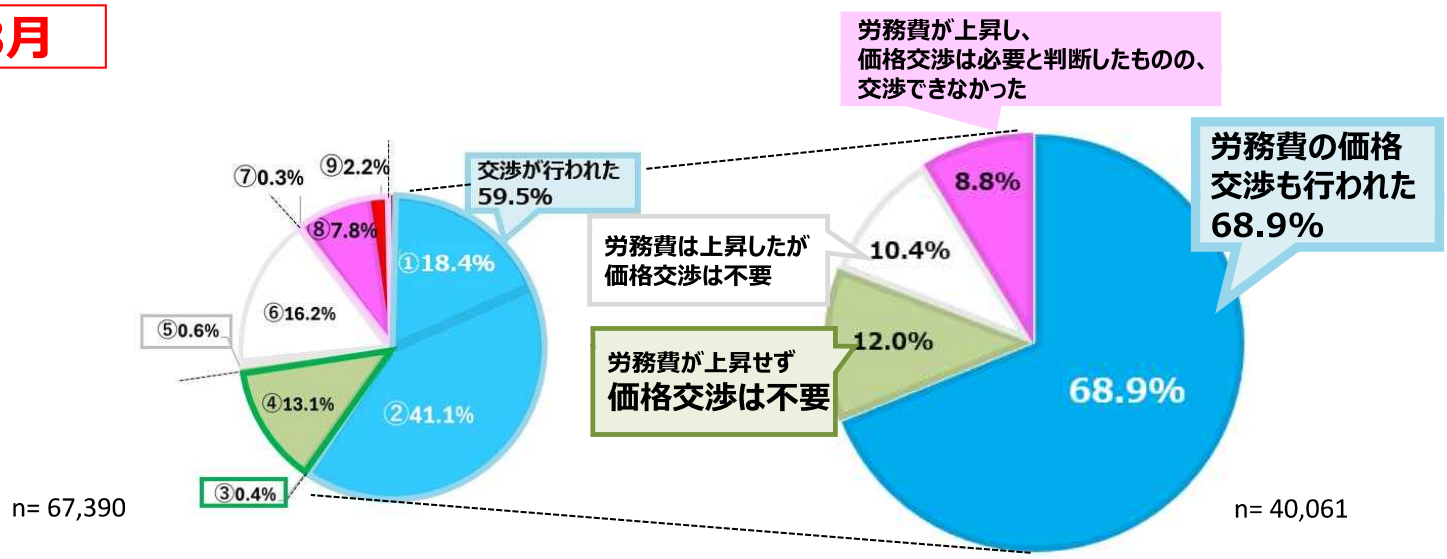

アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費については、「**自助努力で解決すべき**として、交渉自体を拒否」された。
- ▲ 労務費上昇分について要求される**エビデンスを示す事が出来ず**、諦めざるを得なかった。
- ▲ 価格交渉しようとしたが、「**労務費が上昇しているのは御社だけではありません**。」と言われ、交渉に応じてもらえなかった。
- ▲ **10年以上同様の業務（工事）**を請け負っている為、価格を毎年同じにしている。

22

倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、長期的には減少傾向にあるが、足下の推移では上昇傾向にある。

【足下の推移】

【長期的な推移】

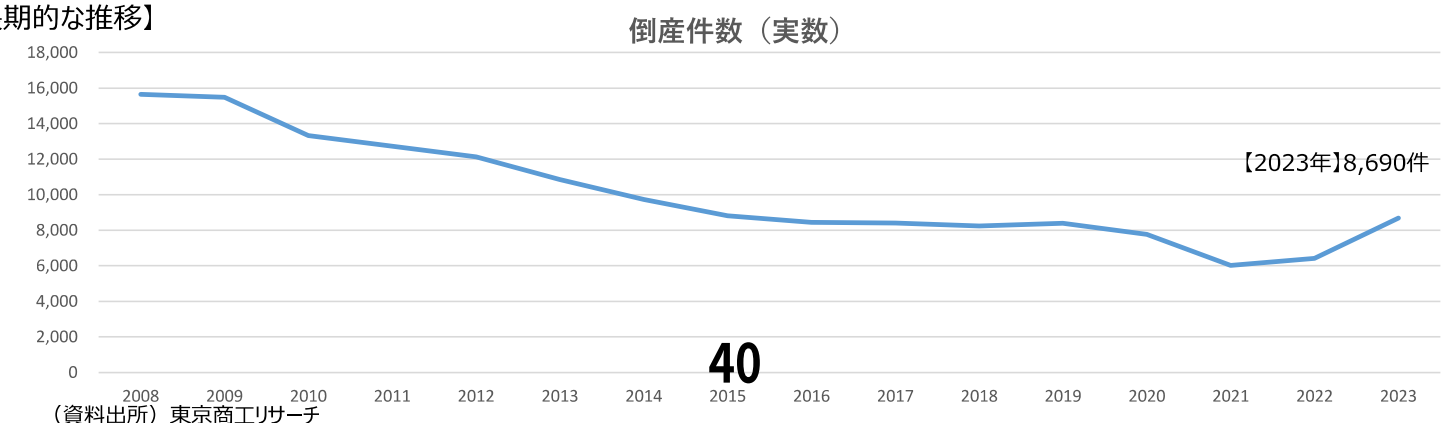

（資料出所）東京商工リサーチ

23

倒産件数及び物価高倒産件数の推移

2024年版 中小企業白書（抜粋）（左図）
第１部　令和５年度（2023年度）の中小企業の動向
　第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020 年から2022 年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023 年においては感染拡大前の水準まで増加し、8,690 件となっている。

全国企業倒産集計（2024年６月報）（抜粋）（右図）
　物価高（インフレ）倒産は、484 件（前年同期 375 件、29.1%増）発生した。年半期で初めて 450 件を超え、過去最多を大幅に更新した。このペースで推移した場合、2024 年通年の件数は 900 件を超える可能性がある。業種別では、『建設業』（124 件）が最も多く、『製造業』（109 件）、『運輸・通信業』（91 件）が続いた。

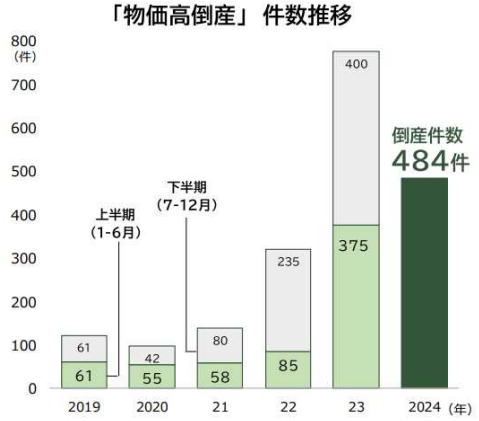

（資料出所）中小企業庁「2024年版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業倒産集計（2024年６月報）」
※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

24

ランク別完全失業率の推移

○　ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年４～６月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

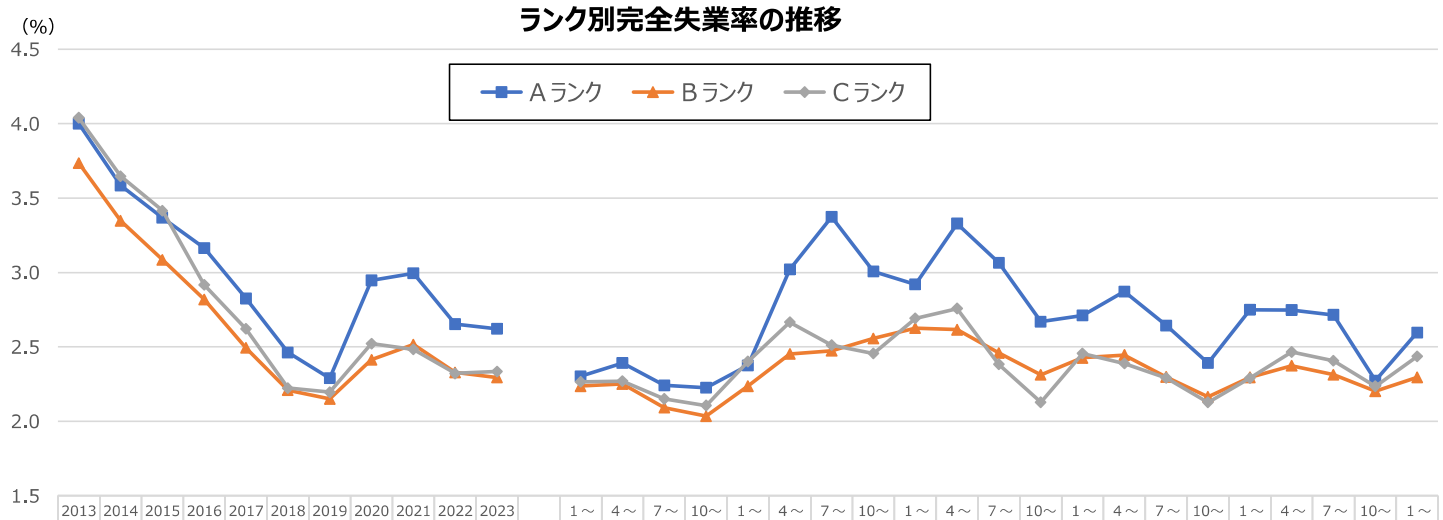

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
Aランク	4.0	3.6	3.4	3.2	2.8	2.5	2.3	2.9	3.0	2.7	2.6
Bランク	3.7	3.3	3.1	2.8	2.5	2.2	2.2	2.4	2.5	2.3	2.3
Cランク	4.0	3.6	3.4	2.9	2.6	2.2	2.2	2.5	2.5	2.3	2.3

	2019年 1～3月	2019年 4～6月	2019年 7～9月	2019年 10～12月	2020年 1～3月	2020年 4～6月	2020年 7～9月	2020年 10～12月	2021年 1～3月	2021年 4～6月	2021年 7～9月	2021年 10～12月	2022年 1～3月	2022年 4～6月	2022年 7～9月	2022年 10～12月	2023年 1～3月	2023年 4～6月	2023年 7～9月	2023年 10～12月	2024年 1～3月
Aランク	2.3	2.4	2.2	2.2	2.4	3.0	3.4	3.0	2.9	3.3	3.1	2.7	2.7	2.9	2.6	2.4	2.7	2.7	2.7	2.3	2.6
Bランク	2.2	2.3	2.1	2.0	2.2	2.5	2.5	2.6	2.6	2.6	2.5	2.3	2.4	2.4	2.3	2.2	2.3	2.4	2.3	2.2	2.3
Cランク	2.3	2.3	2.2	2.1	2.4	2.7	2.5	2.5	2.7	2.8	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.1	2.3	2.5	2.4	2.2	2.4

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
（注）１．モデル推計による都道府県別結果。
　　２．各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
　　３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

25

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。

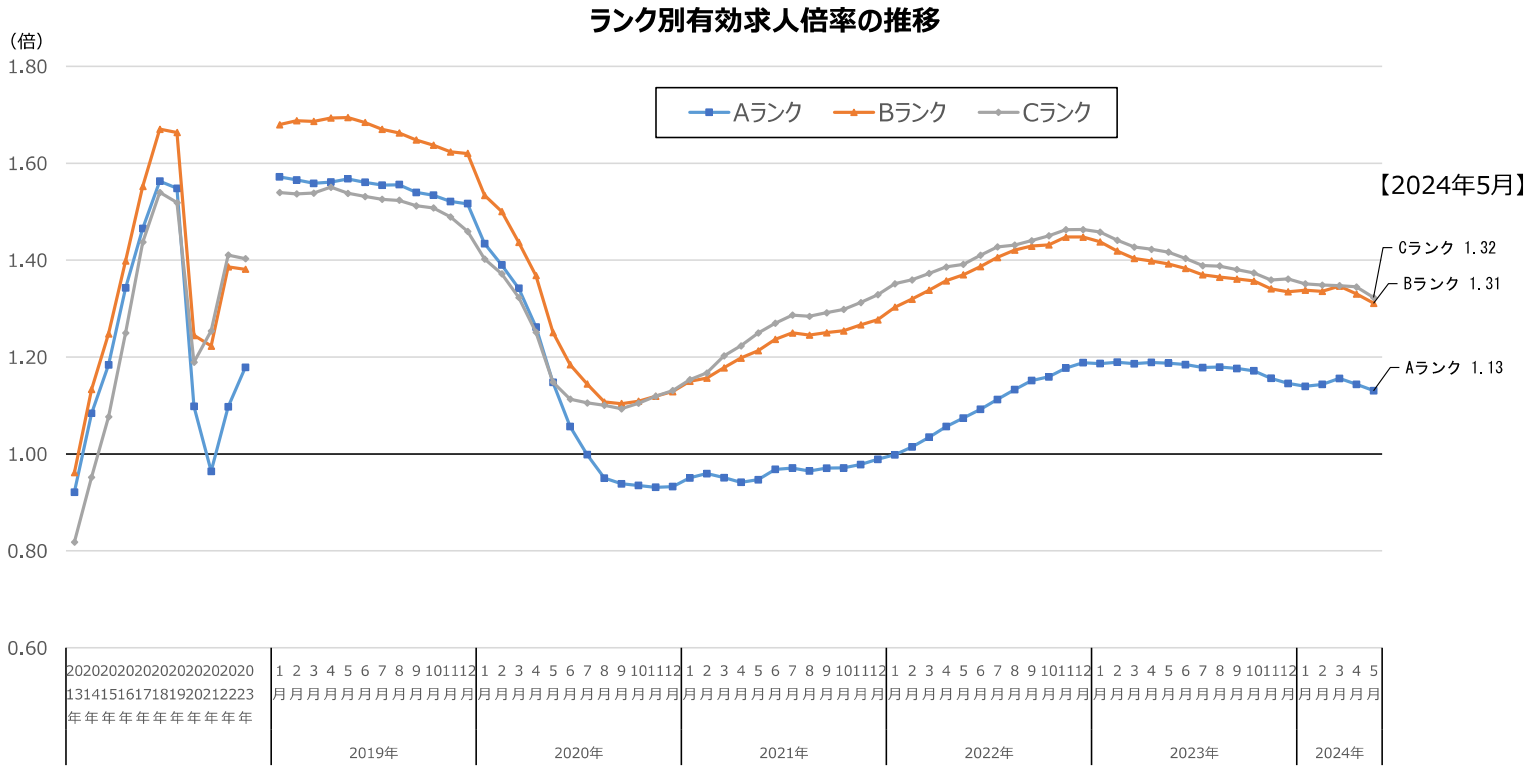

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）１．各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
２．月次の数値については、１の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率の推移

（単位：倍）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和6年				
												1月	2月	3月	４月	５月
全国		1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
	Ａランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14	1.13
	Ｂランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33	1.31
	Ｃランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」
（注）１　各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
２　各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
３　新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
４　各ランクは、令和５年度からの適用区分である.
５　各月の数値は季節調整値である。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年４月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。

ランク別新規求人数の推移

（2020年１月＝100）

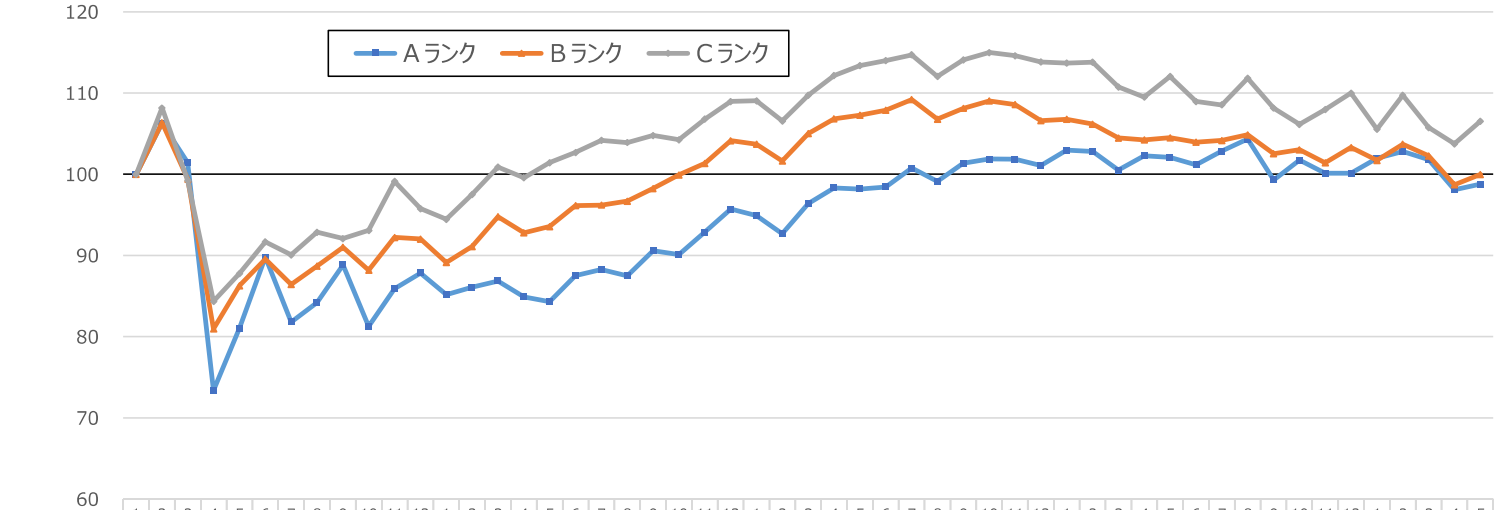

	2020年												2021年												2022年												2023年												2024年				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
Aランク	100	106	101	73	81	90	82	84	89	81	86	88	85	86	87	85	84	88	88	87	91	90	93	96	95	93	96	98	98	98	101	99	101	102	102	101	103	103	101	102	102	101	103	104	99	102	100	100	102	103	102	98	99
Bランク	100	106	99	81	86	90	86	89	91	88	92	92	89	91	95	93	94	96	96	97	98	100	101	104	104	102	105	107	107	108	109	107	108	109	109	107	107	106	104	104	105	104	104	105	103	103	101	103	102	104	102	99	100
Cランク	100	108	99	84	88	92	90	93	92	93	99	96	94	98	101	100	101	103	104	104	105	104	107	109	109	107	110	112	113	114	115	112	114	115	115	114	114	114	111	110	112	109	109	112	108	106	108	110	106	110	106	104	107

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）１．2020年１月の新規求人数（季節調整値）を100とした場合の各月の新規求人数（季節調整値）の水準。
２．各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数（季節調整値）を合算して算出。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和６年７月 24 日

１　はじめに

令和６年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

２　労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、デフレマインドを払拭し、経済社会のステージ転換をはかる正念場との認識で取り組み、33 年ぶりの５％台の賃上げ結果となったことを述べ、一方で、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な引上げを通じ、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていくことが必要であると主張し、最低賃金法第１条にある法の目的を踏まえて議論を尽くしたいと述べた。

加えて、産業別組織における賃上げや、中小企業での初任給引上げの動向を見るに、大企業と比較して中小企業経営は人に頼る部分が大きく、まさに経営は生き残りをかけて、人材確保に向けた「人への投資」を決断していると指摘した。

また、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げなければならず、まずは２年程度で全都道府県において 1,000 円以上、その上で中期的には一般労働者の賃金中央値の６割という水準を目指し、本年の審議では昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきであると主張した。

加えて、現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄えていないと指摘し、昨年の改定以降の消費者物価指数は３％前後の高水準で推移しており、さらに年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和５年 10 月から令和６年６月までの期間で見た場合は平均 5.4％と、最低賃金近傍の労働者の暮らしは極めて苦しいと主張した。

さらに、地域間額差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘し、昨年のＣランクの引上げ実績を踏まえて今年の目安額を検討すべきと主張した。ランク別にみた３要素のデータに基づけば、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることが適当であると主張した。

また、有効求人倍率等の雇用情勢の現状に鑑みれば特に地方における労働需給がひっ迫している状況や、現行の各地域の最低賃金で採用するのは既に困難である現状は明白であると指摘し、最低賃金の引上げは妥当であると主張した。

さらに、ここ数年の最低賃金の引上げ幅はかつてない上げ幅であるが、倒産件数との相関は見出しにくい状況であり、最低賃金の引上げによって企業の倒産が増える、と言える客観的なデータは存在しなく、最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しないと指摘し、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小企業・小規模事業者において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

また、企業の経常利益は堅調に推移しており、賃金支払能力については総じて問題ないと認識していると述べた。一方で、中小企業・小規模事業者へも賃上げを広げるためには、賃上げのための環境整備やより広範な支払能力の改善・底上げが重要であり、政府は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めることや政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めたいと述べた。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10 月 1 日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給 1,000 円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記１の公益委員見解については、不満の意を表明した。

３　使用者側見解

使用者側委員は、成長と分配の好循環実現に向けて賃上げは極めて重要であるが、全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なると主張した。

また、目安審議に当たってはデータに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底し、目安額の根拠となるデータをできるだけ明確に示す等、納得性を高め、地方での建設的な審議に波及させることが極めて重要であり、「10 月上旬」の発効に間に合わせるために目安審議のリミットを切ることなく、少なくとも例年同様、公益委員見解を各地方最低賃金審議会へ提示する場合には労使双方やむなしとの結論に至るよう審議を尽くすべきであると主張した。

加えて、今年度の目安審議に当たって、最低賃金決定の３要素の状況を総合的に示す「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第４表」の賃金上昇率を重視するとの基本的な考えは変わらないと述べた。

さらに、生計費については、消費者物価指数は引き続き高い水準にあり、最低賃金近傍で働く人の可処分所得に対する物価の影響を十分考慮すべきであり、賃金については、賃上げの動きは着実に広がっており、企業の賃金支払能力については、

業況判断ＤＩで大きな改善は見られず、原材料・商品仕入単価ＤＩは依然高い水準にあると述べた。

こうした３要素の状況や賃金改定状況調査の結果等から、今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解しているものの、賃上げの対応は二極化の傾向が見られ、さらに業績改善がない中で賃上げを実施する企業は６割になっていると指摘した。

加えて、中小企業を圧迫するコストは増加する一方で、小規模な企業ほど価格転嫁ができず、賃上げ原資の確保が困難な状況であり、また、企業規模や地域による格差は拡大しており、最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた、地方の企業の廃業・倒産が増加する懸念があると述べた。さらに、最低賃金引上げの影響率は21.6％に達し、現在の最低賃金額を負担と感じる企業も増加していると述べた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない・労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が相当数存在することも十分に考慮すべきであり、価格転嫁や生産性向上の過渡期にある中で、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要であると主張した。加えて、地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る必要があると主張した。

このため、中小企業の賃金支払能力を高め、最低賃金はじめ賃金引上げが継続的に実施できる環境整備を一層進める必要があり、団体協約の仕組みや活用事例の周知や後押し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の浸透度の実態調査による検証、下請法の遵守強化等、具体的な施策をさらに進めていくことが必要であると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記１の公益委員見解については、不満の意を表明した。

４　意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

５　公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和５年全員協議会報告の１（２）で「最低賃金法第９条第２項の３要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配

意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記１のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記２のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM＆Ａの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、ＤＸ・ＧＸの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Ｇメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシッ

プ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、ＢtoＣ事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

記

（以下、別紙１と同じ）

資料№６

特定最低賃金の改正決定に関する申出書

１　岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

２　岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金

３　岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金

2024年7月1日

岐阜労働局長　殿

岐阜県電気機械器具等
関係単組最賃連絡会議
議　長　　志津　修司

申　　出　　書

最低賃金法第１５条第１項の規定により、岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1．申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

岐阜県において岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

2．改正の決定を申し出る最低賃金の件名

岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。

3．申し出の内容

上記２の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第１５条第２項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4．申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね３分の１以上に達していること。

・賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数　　５，７５２名
　岐阜県内の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
　情報通信機械器具製造業の労働者数　　１１，９４２名
・最も低い労働協約の金額　＝　　１，０５４円／時間
・現在適用されている法定最低賃金額　＝　　９６５円／時間

5．添付書類

①　賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数
②　所定労働日数、所定労働時間数に基づく時間額
③　申し出団体の会則
④　申出合意書及び委任状
⑤　労働協約の写し

岐阜労働局
令和 -6.7.-5 日
労労 基0705第 1 号

令和　6年　6月 26日

岐阜労働局長　殿

岐阜県自動車関係
単組最賃連絡会議
議長　奥村　真一

申　　出　　書

最低賃金法第１５条の１の規定により、岐阜県自動車・同附属品製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

１．申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
　岐阜県において自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者。

２．改正の決定を申し出る最低賃金の件名
　岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金。

３．申し出の内容
　上記２の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第１５条第２項に基づく最低賃金審議会の決定による。

４．申し出の理由
　賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね３分の１以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	６，１８２人
岐阜県内の自動車・同附属品製造業の労働者数	１５，８３８人
最も低い労働協約の金額 ＝	１，０６５円／時間
現在適用されている法定最低賃金額 ＝	１，００５円／時間

５．添付書類
　①労働協約の写し。
　②申出合意書及び委任状。
　③賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数。
　④所定労働時間数及び所定労働日数。
　⑤申し出団体の会則。

岐阜労働局
令和 -6.7.-5 日
岐労基0705第2号

令 和 6年 6 月 14日

岐阜労働局長　殿

岐　阜　県　航　空　機
関係単組最賃連絡会議
議　長　　赤尾　智行[redacted]

申　出　書

最低賃金法第１５条の１の規定により、岐阜県航空機・同附属品製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

１．申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

岐阜県において岐阜県航空機・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者。

２．改正の決定を申し出る最低賃金の件名

岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金。

岐阜労働局
令和 -6.7.-5 日
労基0705第3号

３．申し出の内容

上記２の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第１５条第２項に基づく最低賃金審議会の決定による。

４．申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね３分の１以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	３，５３８人
岐阜県の航空機・同附属品製造業の労働者数	６，０３４人
最も低い労働協約の金額＝	１，２０６円／時間
現在適用されている法定最低賃金額＝	１，０３１円／時間

資料№７

特定（産業別）最低賃金の適用事業所数、適用労働者数等

（令和5年12月1日現在）

区　分 最低賃金の件名	適用産業分類	適用事業所数	適用労働者数	申出必要者数 （1／3）
岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	E28 E29（E294を除く） E30	330	11,942	3,981
岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金	E311	321	15,838	5,279
岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金	E314	64	6,034	2,011

※　令和3年経済センサス活動調査結果を基に岐阜労働局労働基準部賃金室において推計したもの。